平成２４年（フ）第２４８号
神奈川県逗子市小坪１丁目29番24号野口方
破産者　竹田　久恵
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４３２号
新潟市北区濁川１丁目１番87号
破産者　青木　繁実
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３８号
新潟県東蒲原郡阿賀町両郷甲1009番地
破産者　長谷川保志
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８９号
新潟市中央区女池３丁目13番13号　エーデルハウス女池Ⅰ―203号、前住所新潟市中央区本馬越１丁目５番16号
破産者　田邉喜美代
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
山梨県甲府市美咲１丁目３番16号
破産者　大久保　洋
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
愛知県一宮市新生４丁目４番７―101号光輝ビルサンシャインマンション
破産者　大森　弘一
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３８７号
滋賀県湖南市吉永303番地
破産者　安田　昌貴
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９２号
滋賀県湖南市中央４丁目72番地
破産者　奈須　哲男
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９７号
滋賀県守山市守山４丁目12―13　ガーデンハイツ３階305号、住民票上の住所滋賀県草津市上笠５丁目２番３号
破産者　堀内　照文
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０６号
広島県尾道市瀬戸田町垂水1140番地８
破産者　大谷　豊一
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
宮崎市権現町127番地12　サンコア201号
破産者　山本　一彦
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９４号
宮崎市小松台北町７番地１
破産者　佐野　　勤
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２６号
宮崎市小松台北町７番地１
破産者　佐野リツ子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第２５５号
茨城県石岡市真家2542番地７　希望の家、前住所茨城県石岡市柿岡551番地４
破産者　遠藤紀美子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
北海道苫小牧市柏木町１丁目22番16号　宝ビル206号
破産者　金子　友美
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６６号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番５―402号
破産者　齊藤　優太
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７５号
北海道苫小牧市青雲町１丁目11番３号
破産者　千葉佐和子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０号
北海道稚内市萩見１丁目７番４号
破産者　阿部　　研
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１５０号
千葉県八街市榎戸414番地30、開始決定時の住所千葉県八街市四木891番地４
破産者　土井　　薫
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０５号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目13番地16　シャルムハイツ中台Ａ101、申立時の住所千葉県佐倉市臼井1413番地90
破産者　ＣＯＮＤＥ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＭＩＲＡＮＤＡ
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２１号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10
破産者　佐藤　信吾
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２２号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10
破産者　佐藤サトヱ
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部